



令和5年6月30日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

発議者 環境市民厚生常任委員長 大塚 建彦

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的支援制度  
の創設を求める意見書（案）

加齢に伴う難聴は、誰でも起こり得るものであり、日常生活を不便にするだけでなく、症状の進行によりコミュニケーションが難しくなることから、高齢者の社会的孤立やうつ病、認知症の発症リスクが高まるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は欧米諸国と比べると大差はないが、補聴器使用率は低く、日本での補聴器の普及が求められる。

しかし、日本において補聴器の価格は、安価なものでも片耳で数万円、高価なものでは数十万円にもなり、保険適用はなく全額自費となるため、低所得者にとっては補聴器の購入が困難な状況であり、欧米諸国と比べて補聴器使用率が低い要因となっている。

現在の補装具費支給制度は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者のうち、障がい者手帳を所持する両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者が対象となっている。41デシベル以上の中等度以下の難聴者は、購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象はわずかで、購入者の約9割は自費で購入せざるを得ない状況にある。

加齢により聞こえにくくなった高齢者が、積極的に補聴器を装用することにより、社会との関わり方の促進や、コミュニケーション問題の軽減、生活の質の向上、心身ともに健やかな生活を送ることができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的支援制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月30日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

宛

亀岡市議会議長 菱田 光紀